

内訓第五号

税務監督官
部 係長

税務署長

近時経済界ノ好況三伴ヒ民間ノ諸業蔚然勃興シ、拡張ニ新設ニ応急事務員ヲ需ムルニ急ニシテ、之ヲ官界ニ物色シ高級ヲ以テ誘ハムトスルヤ、志操堅実ナラス、最近諸物価ノ暴騰ニ因リ惹起セラレタル一時の生活難ニ克ツヲ得サル者ハ競フテ之ニ走リ、以テ官界ニ於ケル名譽ト地位トヲ敝履ノ如ク棄テムトスルノ傾向アルハ、真ニ遺憾トスル所ナリ好況ノ次ニ悲況來ルハ変動恒ナキ經濟界ノ法則ニシテ、歡樂ノ裡ニ慘風ノ横ハレルハ恰モ日月ニ盈蝕アルカ如シ、戰後必スヤ恐慌襲来シ經濟界混乱ノ情態ニ陥ルヘキハ、之ヲ數次戰後ノ経験ニ徴シ、又先憂ノ識者ニ依リ夙ニ其準備ヲ叶ハル、所以ナリ

夫レ恐慌ニシテ一度襲来セムカ、業務ノ基礎未タ固カラサルモノハ一挙潰エテ之ト運命ヲ共ニセサルヘカラサルヘク、幸ニ鞏固ナルモノト雖モ尙ホ能ク現状ヲ維持スルハ稀ニシテ、其ノ十中八九ハ事業縮少ノ悲運ニ際会スヘキハ、今ヨリ之ヲ逆睹スルニ難カラス、況シヤ民間ニアリテハ種々ノ情弊深ク纏綿シ容易ニ驟足ヲ延ハス能ハサル事情アリ、此ノ時ニ方リ急需ノ事務員ニシテ譖代ノ事務員ヲ凌駕シ、能ク解雇ノ災厄ヲ免ル、ノ難キハ何人モ疑ハサル所ニシテ、遂ニ再ヒ税界ニ復帰セムトスルモノ、多キハ、既往其ノ例ノ多キニ苦ムト雖モ、一旦民間ニ就職シ一時的私經濟ノ膨脹ニ依リ節制ヲ欠ケル放逸的生活ニ慣レ、深ク心窓ヲ蠹毒セラレタルモノヲ再ヒ迎フヘク、而カク寛容ナラサルヘキ

ハ今ヨリ之ヲ断言シテ憚ラス

顧フニ立身托命ノ寧處ヲ舍テ、一時物質的ノ利慾ニ眩惑セラレ、其ノ方嚮ヲ慾ルカ如キ、苟モ国民ノ上位ニアリ多年俸禄ニ衣食スル者ノ愧チ且ツ戒慎スヘキコトニシテ、況ンヤ時局ニ對スル官吏一般ノ待遇法ノ如キモ、遠カラス相当施設セラレムトスルノ機運ニ向ヒツヽアルニ於テオヤ

而カモ多年税界ニ在リ練達ノ吏僚ニシテ、尚此ノ嗜易キノ岐路ニ迷フモノ漸ク多カラントスルハ、洵ニ邦家ノ深憂ニシテ、各位ハ此際部下吏僚ニ対シ此ノ間ノ真相ヲ闡明シテ懇篤諭示シ、苟モ有能ノ吏ニシテ輕舉利ニ走リテ、其ノ前途ニ岐路彷徨セシムルカ如キ者ヲ生セシメサル様深ク注意スヘシ

大正六年八月二十三日

大阪税務監督局長 楠 正篤

(平19 金沢 561)

115 大正7年2月 定員補充方に付訓示

訓示第二号

税務署長

定員ノ補充方ニ付テハ各署中欠員ヲ生シタル場合ニ於テ、其ノ残存現在員ノ地位、技能又ハ在勤年月ノ長短等ニ顧ミ、成ルヘク調節宜シキヲ得ヘキ者ヲ補欠員トスルノ趣旨ニ依リ、考慮ヲ費ヤスマ以テ常トストレトモ、前年ノ如キハ欠員ノ続發殊ニ夥シカリシ為メ、其ノ配置意ノ如クナラサルモノアリ、其ノ結果現ニ各署中ニハ署員運用上從前ニ比シ頗

ル苦衷ノ存スルモノアルヘキコト察スルニ余アリト信ス、然ルニ翻テ眼ヲ外部経済界ノ情勢ニ注クトキハ、其ノ麥革
進展寔ニ著シク、就中大市街地ニ在リテハ從来ト雖モ郡部地方ニ比シ税務執行上ノ施設透徹セサルモノ、敢テ鮮少ナ
リトセサルニ、仍未若シ人員配置ノ數ヲシテ依然増加スルコト無カラシメム乎、都鄙ノ間益々賦課及徵収上輕重ノ差
ヲ深カラシムルノ憾アルヲ免ルヘカラス、此ヲ以テ客年訓令第四四号ニ依リ、法人所得税及相続税ノ臨時整理ヲ図ル
ニ際シテモ、地方各署ヨリ適任者ヲ簡拔シテ大市街地税務署ニ從事セシメ、次テ年末及本年一月ニ瓦リ定員一部ノ臨
時増減ヲ行ヒ、以テ力ヲ都會地ニ集中スルノ利弊如何ヲ試ミタリ、而シテ其ノ結果ヲ案スルニ、之カ日尚浅クシテ未
タ頓ニ其ノ成績ヲ揚クルコト難シト雖モ、大体ニ於テハ其ノ能ク時勢ニ順応シ課稅衡平ノ実ヲ挙クルニ適スル所以ノ
方法タルヲ疑ハスト認メタリ、依テ茲ニ第二次ノ定員臨時増減案ヲ断行スルノ意ヲ決シ、本日関係税務署ニ対シ該增
減ノ令達ヲ発シ、同時ニ署員ノ更迭ヲ行ヒタリ、各署夫レ此ノ施設ノ大局上寔ニ已ムヲ得サル措置タルコトヲ諒トシ、
今回又ハ過般來定員ヲ減セラレタル署ニ在リテハ、今後尙一層署員技能ノ練達ヲ図リ、適當ナル執務計画ヲ以テ成ル
ヘク事務成績ヲ失墜セシメサルニ留意シ、又其ノ増員ヲ得タル署ニ在リテハ、其ノ署ノ為メニ定員ヲ犠牲トシタル他
署ノ存スルコトニモ鑑ミ、深ク思フ致シテ執務上ニ全幅ノ力ヲ注ギ、其ノ成績ヲ挙ケテ以テ自他ニ対スルノ責任ヲ完
フヌルニ努力セムコトヲ望ム、若シ夫レ今回又ハ過般來定員ノ増減ナカリシ署ニ対シテハ、今後特別ノ必要ヲ生ゼサ
ル限り、成ルヘク之ニ変動ヲ与ヘサルノ方針ナレトモ、署員ノ異動ニ至リテハ其ノ必要ノ發生全ク之レナキヲ保セサ
ルヘク、從テ之等ノ署ト雖亦能ク上述ノ趣旨ヲ体シ、署長及課長等ノ施為宜シキヲ得ルト同時ニ、一般署員ノ發奮ヲ
促シ、以テ奉公ノ実ヲ示シ、各署間ノ事務成績ヲ共助的ニ挙揚スルノ美風ヲ振起スルニ於テ遺憾ナカラムコトヲ期ス

ヘシ

大正七年二月一日

116 大正7年3月 中堅税務官吏の留任方

秘第一七五号

大正七年三月十六日

熊本税務監督局

税務署長殿

近時実業界ノ好況ニ伴ヒ有利ノ条件ヲ付シテ人物ヲ吸收スルカ為、将来税務ノ中堅ト為リ得ヘキ少壯有為ノ人物ニシテ、前後ヲ顧慮スルノ暇ナク方向ヲ此ノ方面ニ転セムトスル者多キヲ加フルノ傾向アリ、実業界ノ好況果シテ何日迄継続スヘキ、急激ナル時勢ノ変化ニハ必ス反動ヲ来スヘキモノニテ、其ノ反動ノ激甚ナルヘキモ亦予想スルニ難カラス、此際ニ於ケル進退ハ最モ考慮ヲ要スヘキ義ト存セラレ候、一方政府ニ於テモ吏員優遇ノ趣旨ヲ以テ、來年度ヨリハ臨時手当増給ノ詮議アルヘク、特ニ今日ノ如キ重大ナル時局ニ際シテ、有為ノ青年國家公務ノ為ニ尽瘁スルヲ得ルハ此上モナキ面目ナレハ、容易ク其ノ操守ヲ二三ニセサル様精々懇諭セラルヘシ、尚以上ノ次第ナルニ拘ラス少壯有為吾税務界ニ於テ将来アル人物ニシテ、自己便宜ノ為ニ病氣ニ藉口シテ退官ヲ願出ツル者ニ対シテハ、執務上差支アルニ付当分留任ヲ勧告セラルヘク、若之ニ忠セス強テ所思ヲ貫徹セムト欲スル如キハ甚タ不忠実ノ次第ニ付、爾來如此者ニ対シテハ乍遺憾先例通ノ昇級賞与等ヲモ見合セ、場合ニ依テハ退官理由ヲ自己便宜トセシムルコトモ可有之ニ

付、此義予シメ職員一同へ示シ置カルヘシ

秘第一七六号

大正七年三月十六日

熊本税務監督局

税務署長殿

別紙秘第一七五号ヲ以テ職員一同へ懇諭方示達候處、右ハ前途有為ニシテ将来税務ノ中堅タルヘキ人物ヲ愛惜スルノ意ニ出タルモノニテ、相当年齢ニ達シテ前途ノ見込ナク、比較的高級ノ人物ナレハ此範囲以外ト承知セラルヘク、如此人物ニ対シテハ寧ロ退官上便宜ノ取計ヲ為シ、相当功績アル者ニ対シテハ從前ノ通り優遇ノ特典アルヘキコトヽ了知セラルヘシ

(平5 熊本 28-3)

117 大正7年8月 大藏省法人事務講習会の開催

大正七年八月十六日

大阪税務監督局

小浜税務署長殿

大藏省ニ於テ來ル九月下旬ヨリ約四十日間法人事務講習会開催ノ趣ニシテ、全國ヨリ召集スヘキ予定人員約八九十名

中、当局管内ヨリ三十名ヲ選抜推薦スル筈ニ有之候ニ就テハ、左記事項了知ノ上本月廿三日限り必ス本局ヘ到達スル様推薦書提出相成度

右通牒ス

第一 講習科目

- 一 戰時利得税実務
- 二 所得税実務
- 三 営業税実務

四 会計学及簿記法

- 五 商業学（売買、保険、運送、銀行、取引所商品、商業数学等）
- 六 民法及商法大意（所得税及營業三関係アル事項）

七 行政法大意

第二 講習員候補者タルヘキ者ノ資格要件

- 一年齢三十五歳以下ニシテ身体強壯、現二十一級俸乃至八級俸ノ俸給ヲ受クル判任官タルコト、但シ俸給ノ点ニ於テ本文ニ該當セストスルモ、特ニ適当ト認ムル者ハ之力推薦ヲ妨ケス
- 中学校又ハ商業学校ヲ卒業シ、若ハ之ト同等以上ノ学力アリト認ムル者タルコト
- 現在必スシモ直稅課勤務者ニ限ラサルモ、今後法人事務ニ從事セシムルヲ適任ト認ムル者タルコト
- 永ク稅務ニ從事セントスル希望アル者タルコト
- 推薦書ハ別紙様式ニヨルコト

第三 候補者選定数

一 候補者三名内外ノ署

東、西、南、北、神戸ノ各署

二 同 二名内外ノ署

玉造、上京、下京ノ各署

三 同 一名内外ノ署

堺、岸和田、西宮、伊丹、加古川、姫路、和歌山、八幡、福井、金沢、富山、高岡ノ各署

四 任意ノ署

前記各号以外ノ各署、但有無トモ申報ヲ要ス

第五 本局ニ於テ推薦確定ノ上ハ追テ之ヲ発表ス

第六 講習員ノ旅費

往復ハ普通旅費、滞在中八日当宿泊料、合計一円位支給ノ見込

第七 講習員ヲ出セル税務署ニ対スル臨時増員都合付ク限り、本官雇員ノ臨時増員ヲ行ヒ事務進捗ニ資スル見込

(別紙) 税務講習員候補者推薦報告「省略」

大正七年九月九日

小浜税務署長

大阪税務監督局長 楠 正篤

大蔵省主催税務講習会講習員トシテ当局管内ヨリ左記ノ者派遣ノコトニ決定致候条、当該税務署長ハ左記事項ヲ了知

シ当該講習員ニ対シ、来ル九月二十五日午前八時迄ニ会場ニ參集候様出張命令可相成、此段及通牒候也

記

一 筆記用紙
(講本ヲ父付スル見込ナルモ、特ニ記憶) 及文具ヲ携帶スルコト

二 服装ハ成ルヘク洋服タルコト、但シ和服ノ場合ハ羽織袴着用ノコト

三 会 場 東京市麹町区大手町東京税務監督局

四 開催期間 本月二十五日ヨリ四十日間ノ予定

五 講習員ニハ滞在四十日間ノ予定ニテ税務講習会講習員トシテ東京市へ出張ヲ命スルコト

六 旅費ハ追テ支給規程ヲ定メ通牒スヘキニ付、之ニ基キ請求スルコト

七 講習員中出発前病氣其他ノ故障ニ因リ出張シ難キ場合ハ、署長ヨリ其旨直ニ上申スルコト

八 講習員氏名左ノ如シ「省略」

(平19 金沢 283)

118 大正7年10月 退官者の欠員補充方

訓示秘第三号

稅務署長

伝達掛印

判任官中退官者ノ累増ハ近時特ニ著シク、大正五年中ニ在リテハ合計八十七人ナリシニ、大正六年ニハ上半季六十七人、下半季百九人、合計百七十六人ニ達シ、本年ニ入りテハ上半季ニ於テ百人、下半季ノ最近迄ニ於テ七十人、現時

既二百七十人ノ多キニ及ヘリ、其ノ勢此ノ如クナルノミナラス、雇員ノ候補モ各署ニ於テ幾多繰延セルカ如ク容易ニ之ヲ得ルコト能ハス、従テ如上ノ判任欠員ニ対スル補充モ頗ル困難ヲ感シ、且下補充延期中ノモノ約七十人ヲ存シ、而シテ之ニ対スル候補者ハ現在僅々其ノ半数内外ニ過キシテ、之カ不足ハ今後ニ於テ之ヲ求ムヘキノ処、果シテ能ク之ヲ物色シ得ヘキヤ否、其ノ數ニ於テモ亦其ノ質ニ於テモ蓋シ潤沢十全ヲ期シ難キコト殆ト推想ニ難カラス、加フルニ今後尚ホ逐日若干ノ退官者ヲ見ルニ至ルヘク、旁本年ノ間税及營業税等ノ最盛季ニ於ケル定員若ハ其ノ適任者ノ配置ハ、從來ニ比シ一層円滑ヲ欠クニ至ルコトナキヲ保セス、尤モ或ル一署ニ偶々數名ノ欠員ヲ生スルカ如キコトアル場合ハ他ノ署ヨリ彼此融通シ、以テ欠員ノ偏倚ヲ避ケルコトニハ特ニ意ヲ用ヒソツアレトモ、此レ逆其ノ転勤候補者ノ人の事情若ハ職務上ノ関係、又ハ其ノ後任タルヘキモノノ波及關係等多少顧慮ヲ要スルモノアルノ結果、詮議速決ノ運ヒニ至リ兼マル場合モアリテ人事ノ處理殆ト意ノ如クナラス、頗ル困難ヲ感スル所ナリ、而シテ此ノ如キハ独リ我稅務界ニ於ケル特有ノ現象ニアラシテ、給料階級ヲ包有スル社會各方面ハ比々トシテ否ラサルハナシト雖モ、翻テ戰時狀態ノ横溢セル歐米諸國ノ例三徵スレハ、出征能力ヲ有スル男子ノ補充トシテ女子ヲ國內ニ於ケル社會各方面ニ利用シ、又殘存男子ノ執ルヘキ業務ニ於テモ簡捷主義ヲ遺憾ナク發揮スル等、一国悉ク是レ動員タルノ覺悟ヲ以テ事ニ服シツツアルコト、識者ヲ俟テ後知ルヘキニアラサルノ状況ナリトス、今ヤ我国ニ在リテモ西班牙出兵尚未ヲ以テ、其ノ能率ヲ發揮スヘキニ在ルヲ思ハサルヘカラス、各位ハ宜シク此ノ趣旨ノ徹底ニ努メ、特ニ先進者ハ後進ヲ誘掖指導シ、職員拳ツテ奮励事ニ當ラシムルヲ要ス、又定員ノ欠陥ニ対シテハ比較的適任者ヲ選ヒテ之ニ兼務ヲ命シ、又ハ勤務時間ノ延長ヲナス等機宜ノ方法ヲ講シ、以テ時局ノ推移ヲ適正ニ向ハシムルノ一端タランコトヲ期セラ

ルヘシ

大正七年十月九日

大阪税務監督局長 楠 正篤

(平5 大阪 3-2)

119 大正7年11月 法人事務講習修業者利用の件

直機第七五号

大正七年十一月八日

東京税務監督局長印

税務署長殿

法人事務講習会講習修業者利用方ノ件

当局並ニ大藏省主催ニ基ク税務講習会モ今ヤ全ク其ノ終了ヲ告ゲ、講習修業者亦各々其ノ所属署ニ於テ執務ノコトヽ相成候処、今回講習ノ目的ハ主トシテ法人事務従事員ヲ養成スルニ在リタルヲ以テ、右講習修業者利用方ニ関シテハ克ク其ノ意ヲ体シ憲ナキヲ期スペク、若シ講習修業者中從来法人事務ニ従事セサルモノハ、此際専担又ハ兼担者トシテ該税事務ニ従事セシムル等適宜ノ方法ヲ講スルト共ニ、一面克ク該税事務ニ関シ指導啓發ノ方法ヲ講シ、以テ講習ニ付有終ノ成果ヲ收ムル様特ニ留意相成度、尚且下時恰モ第一種所得税並法人戦時利得税事務處理上恰好ノ時期ナルヲ以テ、爾今直チニ講習修業者等ヲ利用シ本年營業税事務着手前、成ルヘク速カニ該税事務處理ノ一掃ヲ敢行スル様

留意相成度

右及通牒候也

(昭53 東京 125)

120 大正7年11月 租税負担増加に際し民部の動向調査

機第二一〇号

大正七年十一月二十八日

熊本税務監督局

税務署長殿

所得税率ノ昂上乃至戦時利得税ノ新設ニ依リ国民ノ負担一層増加シタル結果、税務執行上ニ闇シ兔角ノ批難ヲ試ント
スルモノ漸ク増加ノ傾向アリ、本年第三種所得審査請求ノ劇増、戦時利得審査ノ比較的多数ナル、皆其ノ一班ヲ窺フ
ニ足ル、殊ニ過般来福岡市ニ於テ全国料理店業者ノ大会ヲ開催シ、戦時利得税ニ闇シ何等カノ決議ヲ為シタルカ如キ、
税務当局者ノ最モ注意スヘキコトヽ認メラレ候ニ付テハ、集会其ノ他ニ於ケル民部ノ意図ニ留意シ、苟モ租税ニ闇ス
ル会合又ハ論議論評等ヲ聞知シタルトキハ、其ノ動機、目的、協議事項及其ノ根拠等詳細内密調査ヲ遂ケ、其ノ都度
遅滞ナク内申スルヲ要ス

右通牒ス

(昭58 福岡 16)

高橋「是清」大蔵大臣訓示（大正八年四月十八日 稅務監督局長會議ニ於テ）

諸君、余ハ今回諸君ト親シク会見スルノ機会ヲ得タルハ、余ノ頗ル欣幸トスル所ナリ

前年度ニ於テハ戦時利得税ノ実施、所得税及酒税ノ増率、全国田畠地価調査事務ノ開始等、税務行政上頗ル多端ナリシニシモ拘ラス、諸君及諸君ノ部下ハ精励以テ職ニ当リ、円満ニ之カ効果ヲ挙ケタルハ余ノ大ニ満足スル所ナリ

租税ハ時局以来連年著シキ増加ヲ示シ、大正七年度ノ如キハ既ニ五億円ヲ超過セムトスルニ至レリ、是レ主トシテ時局ノ影響ニ因ル我国産業ノ発達ニ基クモノニシテ、誠ニ喜フヘキ現象ナリ、然ルニ昨秋休戦条約調印以来商工業界ハ多少動搖ノ兆ヲ呈シタリシト雖、之レ時勢ノ変化ニ際シ往々見ル所ニシテ固ヨリ已ムヲ得ス、向後漸次ニ安定シテ堅実ナル進歩發達ニ向フヘシト認メラルニ依リ、諸君ハ須ク經濟界ノ変遷ニ順応シ適當ナル措置ヲ取り、勉メテ經濟ト徵税トノ調和ヲ図リ、以テ税務執行上遺憾ナキヲ期スルヲ要ス

税務行政ノ執行其ノ宜シキヲ得ルト否トハ、諸般ノ国政ニ影響スル所極メテ大ニシテ、其ノ執行寛ニ失スレハ則チ国庫ノ歳入ニ欠陥ヲ生シ、嚴ニ失スレハ徒ラニ納稅者ヲ苦メ、延テハ商工業ノ発達ヲ阻害ス、近來往々苦情ノ声ヲ聞ク、殊ニ營業稅ニ付之ヲ聞クコト多シ、又之ト同時ニ世上往々租税ノ賦課ハ大納稅者ニ寛ニシテ、小納稅者ニ酷ナリトノ說ヲ為スモノアリ、之等ノ說ヲ為スモノ常ニ必スシモ正当ナリト云フ能ハサルヘキモ、税務執行ノ局ニ當ル者ハ大ニ之ニ反省スル所無カルヘカラス、要スルニ税法ノ執行ハ寛厳宜シキヲ制シ負担ノ公平ヲ期シ、納稅者ニ接スル極メテ懇切丁寧ニ克ク税法ノ趣旨ヲ了解セシメ、納稅者ラシテ毫モ怨嗟ノ声ナカラシメムコトヲ期セサルヘカラス
物価ノ騰貴ト事業界ノ發展トニ伴ヒ、優秀ナル官吏ニシテ往々職ヲ民間ニ転スルモノアリテ、之カ補充ニ頗ル困難ヲ

感シタルコトハ余ノ夙ニ諒察スル所ナリ、是ヲ以テ政府ハ昨年来臨時手当ヲ給シ、又本年度ヨリハ特ニ其ノ支給額ヲ增加シ以テ之ヲ救濟セムトス、諸君ハ宜シク此ノ意ヲ体シ部下ヲ監督シ之カ訓練養成ニ勉メ、以テ事務處理上欠陥ヲ生セサル様注意セラレムコトヲ望ム

終ニ臨ミ官紀ノ振爾ニ閑シテハ最モ厳正ナル注意ヲ払ヒ、苟モ紀綱ノ弛緩スルコトナキヲ期スルヲ要ス
尚、諸問事項ハ別途諸君ニ配付シ置キタリ、慎重ニ審議シテ適切ナル意見ノ開陳アラムコトヲ望ム

122 大正八年五月 密造激甚地以外の宥恕処分

間秘第一六号

大正八年五月十九日

税務署長殿

仙台税務監督局長 篠崎 昇園

近時酒造税法、酒母・醪及麹取締法并酒精及酒精含有飲料税法等ノ密造犯以外ノ犯則事件ニ對シ、宥恕処分ヲ決行スル向漸次增加ノ傾向アルヤニ被存候處、該宥恕処分ハ秋田、岩手、宮城各県下ニ於ケル密造犯ノ如キ、積年ノ弊習ニシテ根底甚々深ク到底必罰主義ノミヲ以テ改善ヲ図リ難キ犯罪ニ適用スルハ最モ有効ナルヘキモ、其ノ他ノ犯則事件ニ對シ之ヲ適用スルトキハ實益甚々渺キノミニラス、却テ之力為ニ取締ノ欠陥ヲ生スルカ如キ虞ナシトセサルニ依リ、
将来事務規程改正ノ機会ニ於テハ該条文ヲ削除シ、特別密造犯ノミニ限定スヘキ見込ニ候条、密造激甚地ニ於ケル密

(平12 札幌 342-12)

造犯以外二対シテハ当分之ヲ適用セサルコトニ取扱相成度
右内牒ス

123 大正8年7月 大蔵省直税事務講習会の開催

大正八年七月二十一日

大阪税務監督局團

小浜税務署殿

大蔵省ニ於テ來ル九月上旬ヨリ約四十日間ノ予定ヲ以テ、各局管内税務官吏中前途有望ノ者約九十名ヲ選定シ、直税事務從事者養成ノ目的ヲ以テ税務講習会開催ノ趣ニシテ、当局管内ヨリ三十五名ヲ選抜推薦スル筈ニ有之候条、左記各項了知ノ上本月二十七日迄ニ必ス本局ヘ到達スル様推薦書提出相成度、此段及通牒候也

記

第一 講習課目

- (一) 行政法大意
- (二) 商法大意
- (三) 民法大意
- (四) 戰時利得税事務

(平12 仙台 808)

(五) 会計学及簿記法

(六) 所得税事務

(七) 営業税事務

(八) 商業学

第二 講習員候補者推薦資格要件

- (一) 志操健実ニシテ永ク税務ニ從事スルノ見込確実ナル者
(二) 直税事務ニ從事セシムルニ適任ト認ムル者
(三) 年齢三十五歳以下ニシテ身体強壯、現ニ判任七級俸以下ノ俸給ヲ受ケ、判任官トシテ直税事務ニ満二年以上
従事シタル者、但シ年限ノ点ニ於テ本文ニ該当セサルモ、特ニ適當ト認ムル者ハ之ヲ推薦スルモ妨ケナシ
(四) 中学校又ハ商業学校ヲ卒業シ、若ハ之ト同等以上ノ学力アリト認ムル者、但シ極メテ俊秀ナル人物ニシテ特ニ本講習員ニ適スト認ムルモノニシテ、中学校三年以上修業又ハ之ト同等ノ学力アリト認ムル者ハ、本文ノ資格ヲ欠ク者ト雖、他ノ要件ニ鑑ミ推薦スルヲ妨ケス（此ノ場合ニハ備考ヲ設ケ特ニ其ノ人物性行等、其ノ適當ト認メタル事由記載ノコト）
(五) 前年本省講習員タラサリシ者

第三 候補者選定数

- (一) 候補者三名内外ノ署 東、西、南、北、神戸ノ各署
(二) 同 二名内外ノ署 玉造、上京、下京ノ各署
(三) 同 一名内外ノ署 堺、岸和田、西宮、伊丹、加古川、姫路、和歌山、八幡、福井、金沢、富山、高岡

ノ各署

(四) 任意ノ署

前記各号以外ノ各署、但シ有無トモ申報ヲ要ス

第四 本局ニ於テ推薦確定ノ上ハ追テ之ヲ發表ス

第五 講習員ヲ出セル稅務署ニ対スル臨時増員

都合付ク限り本官又ハ雇員ノ臨時増員ヲ行ヒ、事務進捗ニ資スル見込

第六 講習員候補者推薦書様式〔省略〕

大正八年八月二十五日

小浜稅務署長

大阪稅務監督局團

大蔵省主催稅務講習会講習員トシテ當局管内ヨリ左記ノ者派遣ノコトニ決定致候条、當該稅務署長ハ左記事項了知ノ上當該講習員ニ対シ、來ル九月二十二日午前八時迄ニ会場ニ參集候様出張命令可相成、此段及通牒候也

記

一 筆記用紙(講本ヲ交付スル見込ナルモ、特ニ筆記スル必要アル場合ノ準備トシテ) 及文具ヲ携帶スルコト

二 東京局ニテ印刷セル大正七年該講習会ニ於ケル講本購入ノ者ハ之ヲ携帶ノコト、尚購入ノ申込ヲ為ササルモノハ着京ノ上之ヲ購入スルコト

三 服装ハ成ヘク洋服ノコト、但シ和服ノ場合ハ羽織、袴着用ノコト

四 会場、東京市麹町区大手町東京稅務監督局

五 開催期間、来ル九月二十二日ヨリ約四十日間ノ予定

六 講習員ニハ滯在四十日間ノ予定ニテ税務講習会講習員トシテ東京市ヘ出張ヲ命スルコト

七 講習員中出発前病氣其ノ他ノ事故ニ因リ出張シ難キ場合ハ、署長ヨリ其ノ旨直ニ上申スルコト

八 講習員氏名左ノ如シ「省略」

(平19 金沢 283)

124 大正八年十月 職員生活難救済方の件

大正八年十月十日

大阪税務監督局長 楠 正篤

小浜税務署長殿

職員生活難救済方ノ件

職員生活難救済方ニ就テハ、從来屢々当路ニ具陳シタル次第ニ有之候處、刻下職員以下窮困ノ状態ハ到底默視スルニ忍ヒス、調査要領ノ書類ヲ携帶シ不日本官上京ノ上委曲之ヲ訴ヘ、何分ノ救済ヲ仰クヘキ見込ニ有之候、尚且下百七十九人ノ多數ヲ有スル特別任用判任官ノ制限俸改正ハ特ニ焦眉ノ急ニ迫レルヲ以テ、別紙ノ通り及上申候ニ就テハ、近ク何分ノ進展ヲ見ルコトナルヘク、旁此際徒ニ不安裡ニ執務ノ畳廐ヲ來スカ如キコト無之様、特ニ御留意相成候様致度、此段及通牒候也

大正八年十月九日

大阪税務監督局長 楠 正篤

大蔵大臣男爵 高橋是清殿

明治四十三年勅令第二一七号改正方ニ関シ具陳

最近数年物価ノ底止スル所ナキ狂騰ハ下級官吏ノ生活難ヲ惹起シ、之カ当面ノ救済策トシテ臨時手当ノ支給トナリ、昇給停年月ノ短縮トナリ、從前新任者ニシテ十一給俸ニ上ルニ在職數年ヲ要セルモノ、今ハ僅々一年ニシテ昇り得ルニ至レリ、然ルニ茲ニ一單行勅令ニ阻止セラレ後者ノ特恵ニ浴スルヲ得ス、國家重要ノ官吏ニシテ少年労働者ニモ劣レル俸給ノ儘、在官滿三年ノ長歳月放置セラルモノアリ、即チ明治四十三年勅令第二一七号ニ依リ任用セラレタル、所謂特別任用ト称スル稅務署属之レナリ、抑本勅令制定ノ當時ニ在リテハ官吏ノ志願者序前三滿チ、且ツ初任給ノ如キモ十二円前後ニシテ、毎年一回一円ノ昇給ヲ普通トセルカ故ニ制限給ノ規定アリト雖モ、之カ適用ヲ受クルハ殆ント絶無ニシテ何等ノ苦痛ナカリシト雖モ、現今ニ在リテハ全ク反対ニシテ何レモ昇給ヲ阻止セラレ空シク數年ヲ隠忍セサル可カラス、其ノ如何ニ不公平ニシテ不權衡ヲ生スルカハ別表ニ依リ一目瞭然タリ、即チ別表ニ依レハ客年三月任官者ノ比較ニテハ、任官滿三年後ニ八十円以上ノ開キヲ生シ、本年三月任官者ノ比較ニテハ十二円以上ノ開キヲ生スルヲ見ルヘシ、豈驚クヘキニアラスヤ
顧フニ特別任用文官ノ多クハ雇員トシテ數年稅務ニ勤続シ、操守ニ堅確ナル寧ロ中等學校卒業生等ニ勝リ、且ツ算筆ニ長シ當面有用ノ材タルニ拘ハラス、空シク其ノ進路ヲ遮ラレ毎期後輩ノ為メニハ先ンセラレ、内ハ収入増加セスシテ生活難ニ脅カサル、操守ノ堅実ナル者ト雖モ内外ニ於ケル此ノ圧迫ニハ、遂ニ心神ヲ沮喪シ中道退官者ノ続出スルモノ真ニ止ムヲ得サルコトニ有之候、小官曩ニ之ヲ傍観スルニ忍ヒス再度改正方ヲ具陳シタル次第モ有之、如今ニ層改正ノ痛切ヲ要スルヲ認メ更ニ及上申候条、此際至急本令ヲ御改正相成度、卑見トシテハ假ニ初任ハ二十円ヨリ出發スルモノトシ、爾後六ヶ月毎ニ一階級即チ二円乃至三円ヲ昇給セハ、満三年ヲ要シテ俸給三十五円ニ達スルニ付、之

ヲ標準トシテ御改正相成様致度、此段及具陳候也

追テ、當局現在特別任用判任官俸給別人員左記ノ通りニ有之、同級者ノ六割八分二相当致居候、為念申添候

記

十九円九十錢ノモノ

七五人

十八円俸ノモノ

六八

十六円俸ノモノ

三六

計
一七九

有資格無資格判任官昇給遅速比較表

備考 亞刺比 重數字欄内 八月俸額、 欄外八月 昇給二年 月ヲ示ス ス給額線						11年3月
	(32)		(37)			10.12
(30)			(35)			10.9
						10.6
(27)		(30)	(32)	(32)		10.3
						9.12
(25)		(27)	(30)	(30)		9.9
						9.6
(22)		(25)	(27)	(27)		9.3
						8.12
(20)	(19.9)	(22)	(25)	(25)	(19.9)	8.9
				(22)		8.6
(18)	(18)	(20)	(18)	(20)		8.3
					(19)	7.12
			(18)	(18)	(18)	7.9
						7.6
			(16)	(16)	(16)	7年3月
卒中業学	任特用別	同	同	卒中業学	任特用別	
属 何某	属 何某	属 何某	属 何某	属 何某	属 何某	

謹啓 秋冷之候、益々御清穆奉賀候、陳者物価ノ騰貴日ニ甚シク署員ノ窮状殆ト座視スルニ忍ヒス、局長閣下ニ於テモ署員ノ待遇改善ニ閔シ極力御尽粹相成居候處、去ル十六日市内署長會議ヲ機トシ不取敢京阪神各署長連署シテ、別

紙ノ通り大藏大臣閣下ニ対シ上申致置候、就テハ今後目的ノ貫徹ニ尽力スル心算ニ候条、貴官ノ御賛同ヲ仰度、此段得貴意候 敬具

大正八年十月二十日

東税務署長 藤田 寛
外六名

小浜税務署長殿

大正八年十月十六日

東	税務署長	司税官	藤田 寛
西	税務署長	同	上山英三
南	税務署長	副司税官	江口順一
北	税務署長	司税官	星野直樹
上	京税務署長	同	千葉弥助
下	京税務署長	同	河野乙三
神戸税務署長	同	永井四郎	

大藏大臣男爵 高橋是清殿

上 申

近時物価殊ニ日常必需品ノ昂騰著シキモノアリ、為ニ從來儉約ニ儉約ヲ重ネ辛ウシテ露命ヲ繫キ来レル税務職員ノ生活ハ、茲ニ絶望的困窮ノ極ニ陥リ、其ノ俸給手当ヲ以テハ其ノ食費ノミヲモ支フルニ足ラス、嚴冬ヲ眼前ニ控フルニ被服ヲ補填スルノ資ナク、外借財月ニ嵩ミ内栄養不足ニ陥リ病者相続キ、僅力ニ然ラサルモノト雖モ氣息奄々トシテ生氣無シ、而カモ財界ノ膨脹ニ伴ヒ事務日ニ繁劇ヲ加ヘ署員ノ負担益重シ、此ノ時ニ際シ外界ノ形勢ハ日々險惡ニシテ、労働者使用人ノ如キハ同盟罷業ニ次クニ怠業ヲ以テシ、其ノ増給、時間制限ノ要求ハ殆ト認容セラレタルヲ見ル、從来多年服従ト沈黙トヲ守リ來リシ税務署員ト雖モ、此ノ滔々タル風潮ニ浸潤セラレツツアルハ火ヲ睹ルヨリモ明力ナリ、若シ此際適宜ノ対応策ヲ講シ彼等ヲ此ノ慘状ヨリ救フニ非スンハ、勢ノ激スル所如何ナル事態ヲ惹起スルニ至ルヘキカ、想像スルタニ肌ニ栗ノ生スルヲ覚エシム、小官等日々署員ニ接シテ其慘状ヲ目撃シ、又其思想ノ動搖ヲ察知シ黙視スルニ忍ヒス、茲ニ不遜ヲ顧ミス敢テ左ノ進言ヲナス

一 十月一日ヨリ從来ノ手当五割ヲ十五割トセラレタキコト

二 十月三支給セラルヘキ臨時手当ヲ以テハ從来ノ不足ヲ償却スルヲ得サルカ故ニ、更ニ此際本俸三ヶ月分ニ相当スル金額ヲ支給セラレタキコト

三 大都市在勤者ニ対シテハ住宅ノ払底生活難ノ特ニ高キニ鑑ミ、特別ノ施設ヲ設ケラレタキコト

四 特別任用者ニ対スル制限ヲ撤廃セラレタキコト

閣下冀クハ速ニ小官等ノ進言ヲ容レラレンコトヲ

大正八年十月十日

小浜税務署長殿

物価ノ昂騰ニ因リ吏員ノ生計一層窮迫セルニ付テハ、上司ニ於テモ大ニ同情シ日夜憂慮シテ救濟方攻究セラレ候モ、昨今ノ状態ハ一日モ差措キ難シトシ差向キ応急ノ处置トシテ、此際判任官以下ニ対シ左記各項ニ依リ一時限り臨時手当ヲ増給相成候ニ付、此ノ旨各員へ伝達相成度、此段及通牒候也

記

一 判任官、雇員、嘱託員及傭人ニ対シ、其ノ現ニ受クル俸給給料又ハ手当ノ月額ニ対シ、左ノ割合ニ依リ臨時手当ヲ増給ス、但シ日給ハ其ノ三十日分ヲ以テ月額ト看做ス

イ 本給月額四十円未満ノ者ニハ其ノ七割五分相当スル金額

ロ 本給月額四十円以上六十円未満ノ者ニハ三十円

ハ 本給月額六十円以上ノ者ニハ其ノ五割ニ相当スル金額

二 稅関、税務監督局、税務署、醸造試験所、臨時調査局、臨時議院建築局、大臣官房臨時建築課及本省各部局相互間、並専売局及造幣局ヨリ転任又ハ転勤セル者、並雇給仕等ヨリ採用セル者ハ勤続トシ、他官庁ヨリ転任又ハ採用セル者ハ其ノ日時ニ従ヒ、左ノ割合ニ依リ第一項ノ給与額ヲ減ス

七月一日以後八月以前ノ者ハ

四分ノ一額

八月以後九月以前ノ者ハ

四分ノ二額

九月以後支給日以前ノ者ハ

四分ノ三額

三 休職ノ者及十月七日以後退職セル者ニハ給与セス

四 前各項ノ月額ハ本月七日現在員ニ対スルモノトス

五 本件ノ給与ニ付テハ別ニ辞令書ヲ交付セス

六 本件ハ未タ予算ノ配賦ナキモ本月中ニハ給与セラルル見込ナリ

大正八年十一月一日

大阪税務監督局印

小浜税務署長殿

判任官以下ノ者ニ対シ從來毎月五割ノ臨時手当支給相成居候處、今般右ノ内左記ノ者ニ対シ手当支給割合ヲ左ノ如ク
改正セラレ、十月分ヨリ施行ノコトト相成候ニ付各員ヘ了知セシメラレ度、此段及通牒候也

左記

一 判任官月俸

五十円以下ノ者 七割（從來ノ臨時手当共、以下之三同シ）

五十五円ノ者 三十五円

二 嘱託員、見習員、雇員、傭人等手当、給料月額

五十五円以下ノ者 七割 但毎月支給スル給料及手当月額ト合シテ九十円ヲ超ユルトキハ、本俸ト合シテ
九十円ニ達スル額

エ六十五円ヲ超ノ者 每月支給スル給料及手当額ト合シテ九十円ニ達スル額

大正八年十一月六日

大阪税務監督局

小浜税務署長殿

管内税務官吏生活難ノ窮状ハ今更縷述スル迄モ無之、此儘推移セムカ職員ノ元氣一層阻喪シ、税務行政上癪テ收拾ス
ヘカラサルニ立チ到ルヘキヲ顧慮シ、当局ニ対シ焦眉ノ救済ト将来吏員待遇上ノ改善ヲ仰クヘク、過般左記項目ニ示
スカ如ク税務官吏刻下ノ窮状ヲ赤裸々ニ記述シタル具申書ヲ携帶上京シ、親シク当局大臣、次官、主税局長並主計局
長ニ面謁シ、尚口頭ヲ以テ左記要項ノ実施方ニ関シ反覆具陳致置候、其際大臣、次官等ニ於テハ国務最繁ノ折柄ニモ
拘ハラス熱心ニ委細ヲ聽取セラレ、税務官吏職務上ノ立場ノ困難ナルト現下ノ窮状トニハ十分同情セラレツシアル旨
言説セラレ候、即チ其ノ一例トシテ税務官吏待遇改善ニ関スル左ノ如キ主税局案ナルモノヲ内示セラレタリ

- 一 税務官吏判任平均俸給額ヲ二割内外引上クルコト
- 一 税務署長タル高等官ヲ增加シ税額ノ多キ税務署ニ配置スルコト
- 一 重要都市ノ直税課長ヲ高等官トスルコト
- 一 所得税ノ改正ニ伴ヒ相当定員ヲ増加スルコト
- 等ニシテ、之等ノ全部力直ニ実現セラルルヤ否ヤハ予算ノ関係モ有之保シ難キモ、要路ニ於テモ夫々考慮セラレツツ
アルハ明ニシテ、幾分意ヲ強メタル次第ニ有之候、然ルニ今回五十五円以下ノ判任官ニ対シ更ニ二割ノ臨時手当ヲ加
給セラルルニ至リシト雖モ、現在判任俸給平均額ニ依リ之ヲ判任官一人当ニ換算スレハ僅ニ六円弱ニシテ、白米一斗
ヲ辛フシテ購入シ得ルノミニテ、到底焦眉ノ急ヲ救フニ足ラス、救済上深ク遺憾ニ存シ居レル次第ニ付、今後ト雖モ
吏員待遇方改善ニ就テハ極力心血ヲ傾注スヘク候条、一般職員ニモ之カ周知方取計ハレ度、此上トモ事務ノ進捗部内
ノ安定ニ特ニ留意相成候様致度、此段及内牒候也

追テ、本件ニ就テハ先般上京ノ折東京税務監督局長トモ打合ヲ了シ、東京局長ヨリモ大臣宛ニテ詳細ナル陳情書差出ノ事ニ協議相成候條、為念申添候也

尚、新聞紙上掲タル處ニヨレハ、來年度俸給ハ現在ノ五割ノ手当ヲ本俸ニ繰込、更ニ五千万円内外（總額ニ対シ五割弱）増加スヘキ由ニ付、之亦為参考申置候

〔別紙〕

調査項目

第一 税務官吏ノ職務ト現時ノ待遇

- (一) 税務官吏ノ職務ハ其ノ重要ナルコト他官庁現業員等ト其ノ選ヲ異ニスルコト
- (二) 執務ノ困難他ニ類ヲ見サルコト
- (三) 清廉勤勉ノ遺風漸ク氓ントスルコト
- (四) 税務官吏ノ給与ハ日傭人ニモ劣ルコト

第二 税務官吏ノ窮状ト其ノ生活費

- (一) 京阪神地方在勤者ノ生活状態三区分
- (二) 下宿生活者ノ現生活費ト其ノ収入
- (三) 夫婦者ノ現生活費ト其ノ収入
- (四) 子女ヲ有スル者ノ現生活費ト其ノ収入
- (五) 本俸ニ対スル生活費不足ノ割合
- (六) 生活費不足額ノ調節ト其ノ隠忍

(七) 銀行員ト税務官吏トノ比較

(八) 生活問題ト税務官吏最近ノ態度

第三 税務官吏生活難救済ノ喫緊的対応策

- (一) 税務官吏ハ所得納稅資格者タルヲ要スルコト
- (二) 本俸ヲ十二割増トスルコト
- (三) 住宅料又ハ在勤手当ノ支給
- (四) 税務官吏俸給平均額ノ昂上
- (五) 賞与ヲ年二回支給スルコト

第四 救済対応策ノ数字的結論

- (一) 収支ノ理想及他ノ俸給生活者トノ比較
- (二) 戰前ノ物価指數ト税務官吏救済策トノ權衡

第五 雇員傭人及高等官ニ対スル救済

(一) 判任官ニ対スル救済策ヲ基準トシテ適宜厚薄ノ差アラシムルコト

第六 付記

(一) 在職年数ヨリ見タル税務官吏ノ待遇

待遇改善要項

一 臨時手当ヲ十二割支給セラルルコト

二 税務官吏平均俸給額ヲ引上ケラルルコト

- 三 税務官吏最低俸給額ヲ引上ケラルルコト
四 大都市在勤者ニハ住宅料ヲ支給セラルルコト
五 每年二回ニ分チ臨時賞与ヲ支給シ、各平均二ヶ月分ヲ下ラサルコト

拝啓 秋冷の候、益々御清祥の段奉賀候、陳者先般御通知申上げたる大蔵大臣宛の上申書に關し、昨日出局して局長に其の結果如何を伺出候処、局長は先づ主税局長、次官に「大阪税務監督局長より大蔵大臣宛の税務署員生活状態調査書」（監督局に於て税務署員の生活難を具体的詳細に調査し、臨時手当を十二割以上にせんことを要求せるもの、其他数件）を開示せられ、次て大臣と面会し右の書類及小官等連署の上申書を提出せられし由にて、其の際当局の意見は大要左の如くに有之

一 本年度は財源の関係上十月より実施せる五十五円以下の手当増給を以て一先づ打切りとすること、但主税局当局は更に年末に於て若干の責任支出をせしめ度との意向を漏らされたり

二 来年度は俸給令を改正すへきが、財源の関係上其の内容は未だ明かにするを得ざるも、現在支給額に比し相当増加すへきこと

三 本年度は月俸の七割五分に相当する特別手当を既に二回給与せる結果、年末賞与は自然昨年より幾分減少すへきこと、但し本件に付ては昨年度に下らさる様本局に於て上申中なること

四 而して局長には現下税務官吏の窮状に対し當路に於て充分の理解と同情とを有せられざるに於ては、今後に於ける救済施設の徹底的なる実現の容易に期し難きを顧慮せられ、此の点に関しては特に反覆説明せらるる所あり、就中本年末賞与の如きは少くとも昨年と同額ならざるへからざることを力説し、尚右の調査書及上申書を熟読し

適切の救済法を講せられんことを乞ひて帰阪せられたる次第に候

惟ふに、右の如き小額の増給を以ては到底現時の窮状を救ふに足らざるを以て、署員の生活を確保し税務の執行を円滑ならしむるか為、今一層待遇の改善を実現せしむることは目下の急務と確信致し候

就ては貴官の御賛同を得度候に付、署員待遇改善の目的を達する最善の方法に就ての考案御開示相成度、右得貴意候也 敬具

追て、御貴見は便宜東税務署長宛御開示被下度候

東税務署長 藤田 寛

西税務署長 上山英三

南税務署長 江口順一

北税務署長 星野直樹

十一月四日

小浜税務署長殿

125 大正8年10月 北九州各署の直税課員同盟罷業報道の件

大正八年十月廿五日発案 「遠賀税務署」 署長印

秘第五四号

年 月 日

署長

(平
19
金沢
283)

局長宛

本日、当折尾警察署詰高等警察係勲七等万治藤吉郎、來署内談致度旨ヲ告ケ小官ニ面会ヲ求メタルヲ以テ、其要領ヲ聴取候処、本日ノ筑後新聞ニ依レハ北九州各稅務署直稅課員ハ同盟罷業ノ氣勢アリテ、全署員ニ及ハントスルノ状況アル旨、表題ハ二号活字ニテ掲載アリシガ、果シテ事実ナルヤ、又主謀者ハ判明セルヤ、若シアリトセハ相当善後策ヲ要スヘク、之ニ対シテ相応ノ援助ヲ惜マサル旨ヲ以テセリ、依テ小官ハ當署ニ於テハ目下如此形勢ナシ、他署亦同様ナリト思料ス、尤本月十三日直稅課長會議ヲ本局ニ於テ召集セラレタル際、同課員ハ各自生活上ノ困難ナル状況ヲ課長ニ通シ、課長ヨリ上司ノ耳ニ達スヘキ希望ヲ以テ、一片ノ依頼状ヲ出シタルヲ聞クモ、右ハ單ニ課長會議ノ機会ヲ利用シ上司ノ参考ニ資スル位ノ目的ニ過キスシテ、同盟罷業ノ性質トハ大ニ趣ヲ異ニセリ、随テ主謀者ト称スヘキ者アルヲ聞カス、直稅課長モ帰署後依頼ノ件ハ上司ニ陳情シ置キタル旨ヲ申聞ケ、課員ハ大ニ感謝シ執務セル状況ニテ、其後平素ト少シモ異状ナキ旨ヲ答ヘ、且上司ニ於テモ此点ニハ平素大ニ注意シ同情セラレ、現ニ本月初メニハ臨時手当ヲモ下賜セラレタル旨ヲ付言シタルニ、同高等警察係ハ大ニ安心シ、将来若シ如此状況アレハ窃ニ通報アリタシト申述ヘ退署致候、筑後新聞カ之ヲ記オセルハ如何ニシテ材料ヲ徵シタルヤ甚不審ニ堪エス、尚注意ヲ要スヘキ力ト思料致居候

右筑後新聞ハ当地方ニハ折尾駅ニ供フルノミニテ、他ニ購読スル者ナシトノコトニ付、窃ニ折尾駅ニ至リ同紙ヲ閱スルニ、左ノ記事有之候

同盟罷業ノ声 北九州ノ稅務署ニ掲ガル

直稅課長會議ノ留守中

福岡県福岡、遠賀、直方、小倉ノ各稅務署ノ直稅課員ハ同盟シテ罷業ヲ企テ、臨時手当十割増、年末賞与六ヶ月

分、臨時賞与ノ残額配賦分ナル三ヶ条ヲ提ケテ、本局ニ迫ラントスルノ氣勢アリ、小倉警察署ハ第一ニ之ヲ探し、各稅務署長ト打合ハセ之レカ鎮撫方ニ奔走中ナリ、此氣勢ハ直稅課員ノミニ止マラス全署員ニモ及ハントスルノ状況ナリ

右御参考迄報告候也

126 大正9年1月 戰役行賞に付大藏大臣へ具陳

(昭59 福岡 35-2)

大正九年一月十四日

大阪稅務監督局印

武生稅務署長殿

今般稅務官吏ニ対シテ戰役行賞行ハセラルルヤニテ、其ノ筋ヨリ賞格調査方内牒有之候モ、其ノ調査急ヲ要シ各署ニ就キ其功績ヲ問合スノ違ナク、不得已旧曆以来昼夜兼行ノ姿ニテ各員ニ対スル從来ノ報告並記録等ニ依リ、大正八年十月迄ニ任官シ現ニ判任官以上ノ職ニ在ル者全部、及主要ノ地位ニ在リシ休職、転出、退官、死亡ノ者ニ就キ最厳密ニ其功績調査書ヲ調製シ、本月十二日秘書係長瀧田属ヲシテ携帶上京セシメ候、尚為参考大藏大臣ニ差出シタル別紙具陳書添付、此段及内報候也

大正九年一月十日

大阪稅務監督局長 楠 正篤

大蔵大臣男爵 高橋是清殿

戦役行賞ノ儀ニ付具申

謹ミテ按スルニ、曠古ノ大戦乱ハ帝国及連合与国ノ大勝利ノ下ニ終熄ヲ告ケ、瑞色普ク乾坤ニ鬱キ春光永ク東海ヲ照ラス、而シテ坤輿三国スルモノ皆此ノ大動乱ノ為ニ深ク創痍ヲ被リ、政治組織ノ根蒂ヲ転覆セラレ、甚タシキハ万乘ノ至尊天地ニ身ヲ容ルニ由ナク、嘗タル蒼生溝壑ニ転シテ其ノ堵ニ安ンセサルモノアリ、然ラサルモ氣息奄々多クハ頻死ノ状態ニ陥リ慘状真ニ感ムニ堪ヘタリ、独リ我日東日出国ハ巍然雲表ニ屹立セル富岳ノ如ク、国礎愈々確ク國威益々揚リ、開闢以来国威ノ中外ニ旺ナル未タ曾テ今日ノ如キハ莫シ、今ヤ此ノ平和克復ヲ期トシ戦時功績者三対シテ論功行賞ヲ行ハレムトスルニ当リ、職ヲ税務ニ奉スルモノ又其ノ末班ニ加ヘラレムトスルヲ聞ク、小官等ノ光榮何者力之ニ尚ヘン、回顧スレハ戦乱南欧ノ一角ニ勃發シテヨリ茲ニ六星霜、戦雲天ニ漲リ沃霧地ヲ蔽ヒ、殊ニ財政経済ノ組織ハ根底ヨリ動搖シテ警報荐リニ至リ異変相踵ク、我国ハ幸ニ禍乱ノ中心ヲ距ルコト遠ク、直接兵禍ノ惨ヲ被ムルコト少カリシト雖、財政経済上大変革ノ影響ハ遂ニ之ヲ免カルル能ハス、我戦時財政経済界モ亦万丈ノ波瀾洶湧シ、生産ハ過度ニ膨張シ物価ハ異常ニ昂騰シ貿易ハ空前ノ盛況ヲ呈セリ、此ノ間大小ノ恐慌相次テ起リ一面鉅万ノ富ヲ獲得セル者アルモ、裏面ニハ數百万ノ中流階級飢餓ニ頻スルアリ、形勢ノ推移刻々ニ端睨スヘカラス、而シテ帝国ノ歳計ハ国運ノ進展ト与ニ頻年益々膨張シ国費ヲ要スルコト愈々急ナリ、此ノ怒濤狂瀾裡ノ経済界ニ処シ此ノ膨張セル歳計ニ応セムトス、職ヲ税務ニ執ル者ノ地位ヤ誠ニ至難ト謂ツヘシ、而モ一方物価騰貴ノ為ニ生活ノ根底ヲ脅カサレ、舉世滔々奢侈ニ流ルル中ニ在リテ隱忍屈辱克ク清貧ニ甘ンセサルヘカラス、外ハ至難ノ事務ニ当リ内ハ生計愈々急迫ス、彼等ノ地位ヤ真ニ凄愴タリ、而シテ今忽チ此ノ恩命ニ接ス、誠ニ空谷ニ跫音ヲ聞クノ思アリ、之レ独リ彼等生平ノ労苦ヲ慰メ功績ニ酬ユル所以タルノミナラス、彼等亦此ノ值遇ニ感激シ勇躍奮闘永ク奉公ノ至誠ヲ披瀝シ、専

心職ニ忠実ナルニ臻ラム時、將ニ税制ノ根本的革新成ラムトシ、執行ノ重任愈々加ハラムトスルニ当リ此ノ擧アル、誠ニ時機ヲ得タリト謂ツヘシ、之素ヨリ至仁至愛ナル 聖恩ノ優渥ナルニ因ルト雖、抑亦閣下力識見高邁夙ニ英明ノ資ヲ以テ帝国ノ財務ヲ總攬シ常ニ税務官吏ニ対シテ深厚ナル同情ヲ寄セラレ、切々偲々夙夜之力為ニ尽瘁セラルニ負フ所至大ナルヲ思ヒ油然トシテ衷心感謝ノ情禁スル能ハス、小官囊ニ庸劣ノ資ヲ以テ乏ヲ大阪税務監督局長ニ承ケ、任ニ此ノ地ニ就クヤ時正ニ曠古ノ大典アリ、之ト前後シテ財界ハ頓ニ稀有ノ好況ヲ呈シ、隨テ税界繁劇亦昔日ニ倍歟シ、爾後財界ハ年ヲ逐フテ益々活躍シ、殊ニ帝国ノ中枢タル京阪神地方ハ貿易殷賑ノ結果一躍鉅利ヲ博スルモノアリ、幸ニ財界ノ高潮ニ乘シ忠実勤勉正ヲ蹈ンテ敢テ恐レサル數千ノ部下ト与ニ、帝国財務ノ一部ニ携ハルヲ得タルハ洵ニ千載ノ一遇ニシテ、而カモ其ノ間大過ナキヲ得タルハ衷心歡喜ニ堪ヘサル所ナリ、雖然退テ既往ヲ追憶スレハ群議百出邪正混淆真ニ憂慮ニ堪ヘサルモノアリ、而カモ隱忍自重内ニ在リテハ簿書堆裏ニ在リテ部下ヲ統率シテ機宜ノ措置ヲ取り、外ニ在リテハ委曲懇切備ニ納稅義務ノ向上ニ力ム、此ノ間局署員ノ異動転免相次キ退官スルモノ八百三十四名ヲ算シ、其ノ多クハ新進氣銳ノ士タリ、而シテ之カ補充意ノ如クナラス、吏員ノ素質漸次降下シ惹ヒテ能率ノ減退ヲ來シ、新任者ハ事務習熟ノ暇ナクシテ首脳者ノ負荷徒ニ多キヲ加フ、此ノ秋ニ当リ税制整理ノ懸案ハ當面ノ重要案件ト共ニ山積シ、督促矢ノ如ク鼓舞激励是レ勉ムルモ幾度力窮地ニ陥リ、早出晚退或ハ嚴冬ノ風雪ト鬪ヒ或ハ九夏ノ懷スル所ヲ開陳スル所以ノモノハ、之唯 天恩ノ渥キヲ普ク部下ニ徹底セシメ以テ官界ノ元氣ヲ振興シ、幸ニ閣下ノ炎熱ヲ冒シ、為ニ職ニ殉スル者実ニ四十有余名ニ上ル、如此ニシテ僅カニ其ノ成果ヲ收メ戸位素餐ノ譏ヲ免カルルヲ得タルハ、偏ニ懇切ナル閣下ノ指導ト忠良ナル部下ノ援護ニ待ツ、今小官敢テ閣下ノ尊嚴ヲ冒犯シテ左ニ平生竊ニ抱懷スル所ヲ開陳スル所以ノモノハ、之唯 天恩ノ渥キヲ普ク部下ニ徹底セシメ以テ官界ノ元氣ヲ振興シ、幸ニ閣下ノ期待ニ負カサラシメムコトヲ欲スルニ外ナラス、伏シテ冀クハ言ノ蕪雜事ノ奇矯ナルヲ咎メス小官ノ微衷ヲ容レラレムコトヲ、之レ独リ小官ノ光榮タルノミナラス、数千ノ部下亦永久ニ閣下ノ殊遇ヲ感銘スルヤ昭々火ヲ賭ルヨリモ炳

カナリ

記

恐惶以聞

一 之ヲ數次ノ前例ニ徵スルニ、稅務官吏ニ對スル行賞ハ陸海軍人ハ勿論、内務遞信農商務關係當局ニ比シテ常ニ著シク薄キノ憾ミアリ、然モ其ノ任務タル軍資ヲ豊富ナラシメ用兵ノ基礎ヲ形クルモノニシテ、其ノ功績彼等ニ比シテ毫モ遜色ナク其ノ勞苦モ亦名狀スヘカラス、一般奉公ノ至誠ニ訴ヘテ加重ノ負担ヲ廿諸セシムル、誠ニ間髪ヲ容レス一朝機宜ヲ失センカ、事ノ正邪曲直ヲ問ハス百千ノ迫害交モ至ル、今又不幸ニシテ前車ノ覆轍ヲ踏マムカ、独リ彼等ノ功劳ニ酬ユル所以タラサルノミナラス、更ニ外部ニ對シテ威信ヲ失墜シ惹テ堅実ナル稅務ノ執行遂ニ企及スヘカラサルニ至ラム、今ヤ軍國主義ハ漸次其ノ影ヲ潛メ國民ノ後援殊ニ軍資ヲ豊富ナラシムルハ用兵ノ第一義ナルヲ以テ特ニ深甚ノ注意ヲ払ハレ、更ニ部署長ニシテ代表的ノ地位ニ在ル者ニ就テハ格別厚賞セラレムコトヲ切望シテ已マス

二 經濟界ノ變動ノ為ニ殊ニ下級ノ官吏力殆ント生活ノ根底ヲ脅威セラレツツアルノ現状ハ、夙ニ閣下ノ知悉セラル所、即チ下級官吏ノ優遇ハ目下ノ急務ニシテ、然ラスムハ官界又人材ナキニ至ルヘキハ小官ノ既ニ屢次開陳シタル所、即チ今回ノ行賞ニ際シテハ苟モ所定ノ期間内稅務ニ関リ事件ノ為ニ努力シタル者ニ對シテハ、其ノ地位ノ低ク身ノ賤キヲ以テ之ヲ省カス、可及的広ク恩典ニ浴セシムル様御尽瘁ノ程切望シテ已マス

三 近畿殊ニ京阪神ノ地ハ時局影響最モ甚シク、其ノ商工業ノ發展ノ速カニシテ變遷ノ急ナル東西其ノ比ナク、就中群ヲ抜キタルハ棉花、紡績、綿糸、造船、海運、銅鐵、藥品、染料、其ノ他各種ノ化學工業ナリトス、而シテ此ノ發展變遷ニ順応シ百難ヲ排シ千慮ヲ重不課稅ヲ伸張シ、既ニ大正七年度ニ於テ別表ノ示スカ如ク、稅額戰前ノ倍額

ニ達シ、大正八年度ニ至テハ更ニ三倍ニ躍進シ優ニ帝国租税歳入ノ三分ノ一ヲ占ムルニ至リタルハ、之レ我忠良ナル税務官吏力粉骨碎身ノ努力ニ因ルモノニシテ、此ノ現ハレタル数字ハ彼等ノ隠レタル苦心ノ結晶ナリト云フモ過言ニアラス、即チ職ヲ此ノ地ニ掌ル者ニ付テハ特ニ一般ニ比シテ其ノ功劳ヲ厚フセラレムコトヲ切望シテ口マス。此ノ税務界多事ノ時ニ際シ経済界ノ発展ノ形勢ニ適応シテヨク課税ヲ伸張シ、而モ民間ニ甚シキ怨嗟ノ声ヲ放タシメサリシモノハ、素ヨリ主トシテ税務当局ノ努力ニ負フト雖、又一面審査委員調査委員等民間ヨリ出テタル租税委員ノ奉公的努力ニ待ツ所亦少カラス、今次行賞ニ際シテ相当期間継続シテ任ニ当リタル者ニ限り、彼等ノ劳苦ヲモ相当酬ユル所アラムカ、彼等ハ必スヤ 聖恩ニ感泣スルト共ニ、将来税務執行上更ニ円滑ナルヲ期待シ得ヘクト信ス

税 直		種 別	国 税 調 定 額		(千円単位)
			六 年 度	七 年 度	
計	其 ノ 他	所 得 税	一五、一三七	一五、一六六	八年度(見込額)
		第一種	三三、七〇一	四二、〇三六	一五、二三一
		第二種	二三、四一二	二二、四六四	五三、一五九
		第三種	一二七	二四七	二八、三九九
五 九、	三、	一〇、一六二	一九、三二五	二九六	二九六
五 三 九	一 四 五	七、五五六	一〇、八七三	二四、四六四	一四、三六二
一 〇 一、	三、	二九、五四二	二九、五四二	四四、九六六	四四、九六六
〇 三 〇	四 一 三	一 四 二	一 四 二	一 四 二	一 四 二
一 四 八	一 三 一、	一 三 一、	一 三 一、	一 三 一、	一 三 一、
	四 三 〇				

税		酒 税		砂糖消費稅		織物消費稅		取引所稅		其ノ他		間	
累年比較 百分率	合	計	計	大正三年度	同四年度	五〇、一三五	五〇、一三五	六、五三三	五、二二一	八九三	八八五	二八、四三六	一〇、八二三
七四、三〇七六	六九、九一〇	八三、一二三四	一〇九、六八一	一〇九、六八一	一〇九、六八一	五五、四三四	五五、四三四	七、九六七	三、九二七	八九三	八八五	三一、八三二	一四、〇二一
七四、三〇七六	九一四	一一二	一四五、六八一	一四五、六八一	一四五、六八一	一五六、四七〇	一五六、四七〇	一三、八一〇	七、七四九	九一七	九二二	三六、四二五	一三、八一〇
七四、三〇七六	一一二	一一二	一五六、二四一七〇	一五六、二四一七〇	一五六、二四一七〇	二〇四、二七七〇	二〇四、二七七〇	九一七	九一七	九一七	九一七	一〇、八二三	一〇、八二三

(平19 金沢 568)

127 大正9年3月 増俸案不成立に付職員心裡申報

大正九年三月十五日

熊本稅務監督局長 蓮見義隆殿

竹田稅務署長 稅務署屬 脇山貞俊

本月九日付秘第六〇号御通牒、職員心裡状態ノ変化ニ関スル件、左記申報候也

一 増俸及恩給法改正ハ本年ヨリ実現セラル、コト、期待シ、各自多大ノ希望ヲ懷キ居リシニ、終ニ議会解散ノ結果一時渺ナカラス失望ノ状態ナリシモ、時代ノ趨勢ハ必ス臨時議会又ハ遅ク共來年度迄ニハ実施セラル可キヲ信スルカ故ニ、予算不成立ノ為メ此際転職ヲ企図スルモノ、又ハ自暴的対度口吻ヲ漏シ不穏ノ挙動等アルヲ認メス、

何等從來ト異ナル處ナキニ依リ、執務上ニ影響スヘキ状態ニアルヲ認メス

二

前項ノ如クナルニ依リ、本年度ニ比シ来ル新年度ノ退職者ノ数ハ大差ナキモノト認メラル

三

本年卒業中学生ノ意向ハ高等ノ学校ニ進ムモノ増加シタルモノ、如ク、直チニ実業ニ從事スルモノニ在リテモ、官厅ニ比較シ俸給ノ高キ実業界ニ趣クモノ多キ傾向ニシテ、曩日中学校長ニ雇用上ニ關シ交渉スル處アリシモ、容易ニ志望者ナキ状態ナルカ故ニ、内規ニ依ル初任俸給額ヲ以テ採用スルコトハ頗ル困難ノ状態ニアリ、本年ハ中学卒業生七名採用セシモ、来ル新年度ニアリテハ約半数ノ採用ハ頗ル困難ナル可見込ナリ

四

物価ノ頂上ナルカ如ク思惟セラレシハ既ニ過去ニ属シ、益々騰貴スル一方ニシテ、衣類ノ新調ノ如キハ到底望ム可クモアラス、只質素勤儉ヲ專ニシ可及の収入ノ範囲内ニ於テ維持スルコトニ腐心セラレ、生活難ハ弥カ上ニ加ハリ頗ル困苦ノ実況ニアリ、從来當局ニ於カレテモ深ク此点ハ考慮セラレ、之カ救済方法ヲ講セラレタルカ故ニ、今後ニ於テモ相當ノ方法ヲ考究セラレ、臨時手当ノ増加又ハ臨時賞与金等ニ依リ緩和救済セラル、モノト信シ居レリ

五

從来稅務官吏ハ他官厅ニ比シ事務繁劇ナルト、其他ノ關係ニ依リ他官厅ニ比シ優遇セラル、トハ一般ニ称セラル、處ナリシ、然ルニ時局以來物価騰貴ニ依リ地方厅ノ如キハ平均俸給率ヲ高メラレタル結果カ、昇給時期ニ到達セシモノト否トヲ問ハス一率ニ昇給セシメラレタリ（全國地方厅全部ニ涉リテハ勿論不明ナルモ、大分県ハ大正八年十二月ニ全部昇給）、我カ稅務ニ於テモ昇給期ヲ短縮セラル、等充分考慮セラレ居ルカ故ニ、必シモ我カ稅務官厅カ不優遇ト謂フニアラサルモ、稅務事務ハ一層繁劇ヲ加フルニ拘ラス他官厅ニ於ケル事例ト対照セハ、又昔日ノ如キ感ナキ能ハサルカ如ク思惟スルモノアルヤモ難保信セラル、モノナリ

第三項ニ於テ陳述セシカ如ク、本年仮リ二十四円ノ最高額ニ於テ雇用スルモノトセハ、昨年四月以降十二円

ニテ採用セシモノ現在十三円若クハ十四円ナルニ依リ權衡ヲ得ス、従テ初任判任官ニシテ又斯カル事例ニ乏シカラサルモノアル可ク思惟セラルゝカ故ニ、或ル時期ニ於テ或ル程度迄一率ニ昇給セシメラルゝノ要ナキカラ信ス、尚稅務事務ハ他官庁ニ比シ最モ繁劇ナルハ前三述タルカ如クニシテ、常務ニ於テ夜勤セサレハ処理スルコト能ハサル状態ニアルハ周知ノ事實ニシテ、近時労働時間スラ短縮シツヽアル際ナルニ依リ、尠ナク共常務ニ対スル夜勤全廃ノ程度ニ定員増加セラル可キコトヲ希望ス

秘第六〇号

大正九年三月九日

稅務署長殿

熊本稅務監督局

近年稅務署職員ニ退職者多ク人物拵底ノ結果補充ノ計画充分ナラス、為三稅務ノ能率ニ幾分ノ減退ヲ來タシタルハ甚タ遺憾ノ至三不堪候處、來ル四月ヨリ政府ニモ増俸ノ計画アリ、又恩給法モ改正ノ議アル趣ニ付、之ニ多大ノ希望ヲ繫キ留任シ居ル者モ可有之被考候處、去月二十六日衆議院解散ヲ命セラレ予算案不成立ト相成候ニ付テハ、世上種々ノ憶測ヲ逞クスル者アリ、為ニ職員ノ心裡狀態ニモ多少ノ変化ヲ來タシタルニハアラサルヤト被考候ニ付、大要左記ノ事項ニ付取調ヘ申報セラルヘシ

記

- 一 執務ニ及ホスヘキ影響　但稅別ニ記載ヲ要ス
- 二 新年度開始後ニ於ケル判任官雇退職者、本年度ニ比較増減ノ見込
- 三 新年度開始後ニ於ケル欠員補充ノ困難ハ、本年度ニ比較シ如何ナル程度ニ至ルヘキヤ、其ノ見込

四 生活難ニ対スル職員ノ意向
五 其他参考トナルヘキ事項

(平5 熊本 32)

128 大正9年4月 稅務官吏の待遇改善

大正九年四月二十日 四月二十二日説示印

広島税務監督局長 加藤守一

可部税務署長殿

官吏ノ待遇改善ニ関スル件

今般税務官吏ノ待遇改善ニ関シ別紙趣旨ノ通大蔵省主税局長ヨリ内牒有之候ニ就テハ、部下監督ノ任ニ在ル各員ハ宜シク其ノ意ヲ体シテ、此際部下ニ内牒真意ノ存スル所ヲ説示セラルヘシ

右内牒ス

別 紙

拝啓 陳ハ、一般官吏殊ニ税務官吏ノ待遇改善ニ付テハ小生共年来非常ニ苦心致居リ、上局ニ於テモ深ク洞察セラレタルコトハ、過般ノ通常議会提出予算ニ於テ一般官吏増俸案、殊ニ税務官吏特別優遇案ヲ提出セラレタルニ依リモ、十分御諒察可有之筈ト存居候、然ルニ不幸ニシテ予算不成立トナリタルハ、御同様遺憾無此上次第二御座候、尤モ政府ニ於テハ予算不成立ニモ拘ラス、一般官吏ニ対シテ右増俸案ニ相当スル丈、本月ヨリ臨時手当ノ名義ニ於テ給与セ

ラルコト既ニ閣議決定済ニ有之、近々公ニ通達セラルコトト被存候、然ルニ税務官吏ハ予算不成立ノ結果ヲ悲観シ、近來結束シテ上司ニ陳情セムトシ、東京ヲ中心トシ各地ニ照合シ不日其ノ運ニ至ラムトスルヤニ相聞ヘ、甚タ痛心致居候、勿論官吏ニ対シ殊ニ小生共ヨリ見レハ、税務官吏ノ生活難ニ対シテハ深甚ナル同情ヲ有シ、如何ニトカシテ之ヲ救済セムト日夜苦慮致シ居候次第第三付、来ル臨時議会ニ対シテハ是非前予算ニ認メラレタル税務官吏優遇案ヲ再ヒ提出致度心得ニ有之、若シ此案ニシテ通過スルコトトセハ、之レ実ニ税務官吏ニ対スル特別恩典ト存居候、尤モ右ノ案ヲ成立セシムルカ為ニハ、税務官吏ハ現ニ待遇薄弱ニシテ頗ル生活難ナルニ拘ラス、能ク苦節ヲ守リ從順ニ其ノ職務ヲ執行シ居ルヲ以テ、特ニ酌量スルヲ要スト云フ同情心ニ訴ヘサルヘカラス、之レ実ニ其ノ要締ナリト存居候、然ルニ此際結束シテ其ノ増俸ヲ自ラ要求スルカ如キコトアラハ、非常ニ同情ヲ失ヒ、動モスレハ却テ該優遇案ノ成立ヲ沮礙スルノ虞アリト察セラレ候、況ニヤ右運動ノ為特ニ上京スルトカ、其ノ他輕舉妄動ノ行為等アラハ、或ハ制裁ヲ加フルノ已ムヲ得サルニ至ルヘク、斯クテハ事態一層紛糾スルコト可相成、前途頗ル懸念ニ堪ヘス候、要スルニ小生共ハスル陳情等ナクモ待遇改善方ニ付テハ種々画策研究致スヘク、然シテ所謂輕舉妄動ハ却テ之ヲ沮害スルノ虞有之候ニ付、若シ貴管下ニ於テスル行動相見ヘ候ハハ、十分懇篤ニ前述ノ事情ヲ説諭セラレ、苟モ過誤ナカラシムル様被致度、此段特ニ申進候 草々不一

大正九年五月五日 五月七日訓達印

広島税務監督局長 加藤守一

可部税務署長殿
税務官吏待遇改善ニ関スル件

税務官吏ノ待遇改善ニ関シ、別紙ノ通大蔵省主税局長ヨリ内牒相成候ニ付、各員ハ其ノ趣旨ヲ体シ必要ニ応シ部下ニ徹底セシメ、軽舉ヲ戒メ妄動ヲ慎ミ心得違等無之コトヲ期セラルヘシ

右内牒ス

主秘第九四号 大正九年四月二十八日

主税局長 松本重威

広島税務監督局長 加藤守一殿

税務官吏ノ待遇改善ニ付テハ十分苦心致居ルニ付、苟モ軽舉妄動等無之様注意方、本月十七日主秘第八四号ヲ以テ内牒致置候得ハ、篤ト御諒解ノ義ト存居候、右内牒ニハ税務官吏優遇予算案ヲ臨時議会ニ提出方十分努力可致旨申進置候處、愈昨二十七日閣議ヲ以テ此旨決定相成候、之レ実ニ一般税務官吏ノ為、進ンテハ税務行政ノ為、御同様満足至極ニ堪ヘサル次第三御座候、而シテ右優遇案ノ内容並他官序吏員俸給トノ比較等ニ関シ、誤解セラル向ナキヲ保セスト存セラレ候ニ付、左ニ其ノ大要ヲ申述フレハ、此ノ優遇案実施ノ上ハ税務官吏ノ平均年俸予算ハ九百円ト相成ル次第ニ有之、而シテ他官序吏員ノ平均年俸予算ヲ見ルニ、府県属・警部等ノ大多数ハ七五〇円、山林属モ亦其ノ大部分ハ七五〇円又ハ八三〇円、森林主事ハ全部六〇〇円、為替貯金局判任官ノ約三分ノ二ハ六〇〇円、他ノ約三分ノ一ノミ九〇〇円、通信局判任官ノ約三分ノ一ハ六〇〇円、約三分ノ二ハ九〇〇円、其ノ他ノ郵便官署ニ在リテハ約三分ノ二ハ六〇〇円、他ノ三分ノ一ノミ九〇〇円、又大蔵省部内ニ在リテモ專売局書記ハ全部八〇〇円ニ過ギス候、然ルニ税務官吏ニ在リテハ從来ノ權衡ヨリスレハ七五〇円ニ止ルヘキヲ、此ノ際全部九〇〇円ニ引上ケントスルモノニシテ、他官序吏員ニ比スレハ実ニ破格ノ恩典ト云ハサルヘカラス、去レハ前回ニ申進候通、之レ実ニ税務官吏ノ特別優

遇案タル所以ニ有之候、従テ所謂羨望ノ的ト相成居ル哉ニ聞受居候、而カモ税務官吏ニ限り此ノ優遇案ヲ認メラレタ
ルハ、全ク其ノ執務ノ多忙、其ノ職務執行ノ困難ナルニ不拘、能ク苦節ヲ守リ忠実勤勉職務ニ尽瘁シ居ルノ結果ニ外
ナラスト認居候、右ノ次第ナルニ拘ハラス、若シ此際更ニ以上ノ増俸ヲ訴ヘ多少ニテモ動搖スルカ如キコトアラハ、
所謂望蜀ノ誹ヲ免カレサルノミナラス、若シ結束シテ輕舉妄動ヲ為ス如キコトアラハ、職工労働者輩ト同一視セラレ、
上司又ハ輿論ノ同情ヲ失ヒ、折角成立セントスル特別優遇案ノ運命ニモ闕スヘク、又ハスル者ニ対シテハ相當制裁ヲ
加フルノ必要モ可有之ト察セラレ、真ニ憂慮ニ堪エサル次第三有之候、就テハ前陳ノ事情篤ト御諒承ノ上、必要ニ応
シ貴部下ニ対シ懇篤説諭ヲ加ヘラレ、決シテ心得違等無之様被致度、此段重而申進候也

追テ、先般東京局管内判任官ヨリ増俸運動ニ関シ各局ニ勧誘状ヲ発シタル結果、昨今各地ニ於テ寄々運動方協議致
居模様、頻々御内報ノ次第有之候得共、東京局管内ニ於テハ懇篤説諭ノ結果了解シ既ニ平静ニ帰シ居候間、為念申
添候

大正九年五月六日

五月八日伝達印

広島税務監督局長 加藤守一

可部税務署長殿

税務官吏待遇三閲シ具陳ノ件

税務官吏ノ待遇改善方ニ閲シテハ、客月二十日主税局長ヨリ来牒ノ趣旨及内牒置候處、此程本局及管内各署判任官ヨ
リ右ニ閲スル陳情書本官ヲ経テ提出スル所アリ、思フニ本件ニ閲シテハ曩年已ニ書面ヲ以テ上司ニ具状セラレ、上司
亦深ク事情ヲ諒察セラレ、臨時手当ノ支給、年度末加給等ヲ決行セラレタリト雖、其後物価ハ益昂騰シテ生活上ノ打

擊ヲ蒙ルコト愈甚シク、今ヤ税務官員生活難ノ窮状ハ其極ニ達シ、到底生活ノ安定ヲ得ル能ハス、之カ救濟ハ一日ヲ緩フスヘカラサルノ状況ニ在リ、而カモ一方ニ於テハ税務官吏ハ其職務繁劇ニシテ、常ニ早出晚退ヲ余儀ナクセラレ、尚且一面ニハ不絶經濟ノ大勢ヲ洞察シテ課税ノ適実公平ヲ期セサルヘカラスシテ、其心神ノ勞苦ハ全ク他官庁ノ比ニアラス、故ヲ以テ此際此等生活ノ窮状並之力待遇ノ改善方ヲ具陳スルハ最モ緊要ノコトタルヲ認メ、過般本官ハ右ノ陳情書ヲ携帶上京シ縷々上司ニ具状シ、殊ニ大藏大臣ニハ時余ニ涉り親シク如上ノ所見ヲ面接具陳スル所アリタルニ、上司ニ於カレテモ深ク税務官吏一同ノ現状ニ同情ヲ表セラレ、尚其際大藏大臣ヨリ曩ニ判任官ノ生活難ニ付同情ヲ寄セラレサルカ如キ新聞記事往々散見セラルヽモ、此ノ如キハ全然虚構ニシテ甚タ遺憾ノ次第ナル旨ヲモ特ニ付言セラレタリ

右ノ如キ事情ニシテ税務官吏ノ待遇改善ニ付テハ上局ハ非常ニ苦心セラレ、且今回其特別努力ニ依リ別途大藏省主税局長内牒ニ記述セラレタル通、税務官吏特別優遇予算案ヲ来ル臨時議会ニ提出セラルヽコトニ、既ニ閣議決定セラレタルノミナラス、尚今後ニ於テモ固ヨリ税務官吏ノ待遇昂上ニ付テハ常ニ努力セラルヘキ義ニ有之、是レ事務繁劇ニシテ其任寔ニ重キニ拘ラス、能ク苦節ヲ守リ常ニ職務ニ忠実ナルニ依リ、深甚ナル同情ヲ寄セラレタルニ外ナラスト被認候、斯カル次第ナルヲ以テ別途内牒ニ於テ特ニ注意ヲ喚起セラレタル趣旨ヲ体シ、各員ハ此際宜シク思ヒヲ茲ニ致シ、漫リニ浮説ニ動カサレ騒挙動搖シ上局ノ苦心ニ悖ルカ如キコト無ク、今後益勤勉熱精以テ職務ニ尽瘁スヘキ旨、各員ニ伝達セラルヘシ

右内牒ス

大正九年五月十日

五月十三日訓達済印